

○総務省令第四十一号

国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）第一条第二号の規定に基づき、寒冷地手当支給規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年四月一日

総務大臣 鳩山 邦夫

寒冷地手当支給規則の一部を改正する省令

寒冷地手当支給規則（昭和三十九年総理府令第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表福島県の項中「荒川砂防出張所」を「吾妻山山系砂防出張所」に改め、同表富山県の項を次のように改める。

富山県	中新川郡立山町芦峯寺字ブナ坂六一
地内	中新川郡立山町芦峯寺字ブナ坂外一 国有林 北陸地方整備局立山砂防事務所 北陸地方整備局立山砂防事務所水谷出張所

附則

この省令は、公布の日から施行する。